延岡市有林J-クレジット及び市有林Ｊ－ＶＥＲ売買契約書

売払人延岡市（以下｢甲｣という。）と買受人　○○○○（以下｢乙｣という。）とは国のＪ－クレジット制度及びJ-VER制度に基づく、市有林Ｊ－クレジット又は市有林J-VERの売買に関し、ここに契約（以下｢本契約｣という。）を締結する。

（信義誠実等の義務）

第１条　甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

２　甲乙両者は、日本国の法令を遵守し、本契約を履行しなければならない。

（定義）

第２条　本契約に別段の定めのない限り、本契約において用いられる用語については、別記｢定義集｣に定めるとおりとする。

（市有林J-クレジット・市有林J-VER売買）

第３条　甲は、次に掲げる市有林Ｊ-クレジット・市有林J-VERを、金　　　　　　　円（うち消費税額及び地方消費税額　　　　　円）をもって乙へ売り渡し、乙はこれを買い受ける。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 品 名 | 単価(円)（税抜き） | 数量(t-co2) | 無効化する目的 |
|  | １ｔ-CO2あたり　　　　　　　　　　円 | ｔ-CO2 |  |

（契約保証金）

第４条　契約保証金は免除する。

（代金の支払）

第５条　乙は、売買代金を、甲の発行する納入通知書により甲の定める期日(元号○年　○月　○日)までにその指定する場所において甲に支払い、支払い完了後、甲に通知するものとする。

（市有林Ｊ-クレジット・市有林J-VERの移転）

第６条　甲は、乙から売買代金の支払いを確認後、第３条第１号に定める販売数量をＪ-クレジット登録簿の操作により、甲の保有口座から乙の指定する保有口座又は無効化口座へ移転するものとする。

２　乙は、前項により移転された後は、売買代金の返金請求をすることができない。

（秘密の保持）

第７条　甲及び乙は、本契約の履行に関して知り得た秘密を法令等による根拠なく他人に漏らしてはならない。

２　前項の規定は、本契約が終了し、又は解除された後においても効力を有する。

（危険負担）

第８条　乙は、この契約締結の時からクレジット移転の時までにおいて、クレジットがその責に帰することのできない事由により滅失又はき損した場合は、甲に対して売買代金の減免を請求することができるものとする。

（契約解除）

第９条　甲又は乙は、相手方がこの契約に定める義務を履行しないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

（暴力団排除措置による解除）

第10条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責を負わないものとする。

（１）乙が本契約に定める義務を履行しないとき

（２）乙が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）であると認められた場合

（３）前各号の場合のほか、乙が本契約に違反したとき。

（損害賠償）

第11条　乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

２　乙によってオフセットされた商品（サービス、イベント（会議）、自主活動）において第三者に損害が生じた場合、乙は自己の費用と責任において解決を図るものとし、甲は一切の責任を負わない。

（契約の費用）

第12条　この契約に要する費用は、乙の負担とする。

（疑義の決定）

第13条　本契約に関し疑義のあるときは、甲乙協議して定めるものとする。

（裁判管轄）

第14条　この契約に関して生じた甲乙間の紛争については、宮崎地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

上記契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ

各自その１通を保有するものとする。

　○年　○月　○日

売払人（甲）　住 所　宮崎県延岡市東本小路２番地１

氏 名　延岡市長

買受人（乙）　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　印

別記「定義集」

（１）オフセット・クレジット（Ｊ－ＶＥＲ）制度

カーボン・オフセットに用いられることを主眼に、国内における温室効果ガス排出削減・吸収量を市場流通型のオフセット・クレジット（J-VER）（以下、「J-VER」という。）として認証・発行する制度。環境省が策定した認証基準に従い、J-VER認証運営委員会により、オフセット・クレジット（J-VER）が認証・発行される。

（２）J-クレジット制度

　　国のＪ－クレジット制度の認証基準に従い、制度認証委員会により、認証・発行された二酸化炭素の削減量及び吸収量

（３）J-クレジット登録簿

　　J-VER制度又はJ-クレジット制度に基づき発行されるJ-VER又はJ-クレジットを管理し、その取得、移転及び無効化について、電子的に記録したもの。金銭価値を伴うJ-VER及びJ-クレジットを高いセキュリティの下で管理しつつ、取引の利便性を確保し、さらに、J-VER及びJ-クレジットが複数のカーボン・オフセットの取組に用いられることを防ぐ。

（４）保有口座

J-クレジット登録簿において、J-VER又はJ-クレジットを取得しようとする者の申請に基づき開設される、J-VER及びJ-クレジットを保有するための口座

（５） 移転手続

　　　J-クレジット登録簿において、自らの口座に記載されたJ-VER又はJ-クレジットを他者の口座に移転するための手続

（６）無効化口座

　　　オフセットで使用したクレジットが再販売又は再使用されることを防ぐために、無効化するための口座をいう。無効化口座に移転すると再度口座から持ち出すことはできないため、無効化されることになる。